

2020年4月8日
大樹生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症による 緊急事態宣言発令に伴う当社の対応について

このたびの「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長：吉村 俊哉、以下「当社」）は、このたびの「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受け、対象地域の職員の出社を抑制しています。お客さま対応業務にも一部変更が生じ、お客さまにご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言発令に伴う当社の対応について、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 保険金・給付金等のお支払業務について

- 保険金・給付金等のお支払業務については継続して行っておりますが、職員の出社抑制のため、お手続きに通常より時間を要する場合がございます。
- 大樹生命マイページでは、各種お手続きや契約内容のご照会などが、ご自宅から外出することなくご利用いただけます。

<大樹生命マイページでご利用できるお手続き>

- ・入院給付金の請求
- ・ご契約内容の照会
- ・積立金引き出し、契約者貸付等の資金取引
- ・保険料振替口座の変更
- ・登録情報の確認、変更 等

※大樹生命マイページの詳細については以下 URL よりご確認ください。

<https://www.taiju-life.co.jp/mypage/>

2. コールセンター業務について

- 下記の通り、お客さまサービスセンターにて電話による受け付け業務を継続して行っておりますが、職員の出勤抑制のため、電話が繋がりにくい場合や、お申出いただいた請求書や書類等の郵送につきまして、通常より時間を要する場合がございます。

<お問い合わせ先>

大樹生命 お客さまサービスセンター 0120-318-766

受付時間：平日9：00～17：00

(土・日・祝日・年末年始(12/31-1/3)を除く)

3. 営業職員やサービスパートナーによるお客さま対応について

- 1都4県(※)および緊急事態宣言が発令された地域の営業職員とサービスパートナーは在宅勤務とします。なお、訪問は自粛させていただき、各種お手続きなどのご案内は電話・郵送など非対面で行わせていただきます。

※1都4県は、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・山梨県の所在支社を対象

以上